

平成22年11月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ツ)第11号 不当利得返還請求上告事件 (原審 名古屋地方裁判所平成21年(レ)第133号)

判 決

静岡市駿河区南町10番5号

上 告 人 株式会社フロックス  
同代表者代表取締役 原 川 城 治

被 上 告 人

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

- 1 上告人の上告理由は、大要次のとおりである。

原判決は、上告人が平成19年9月21日に民事再生手続開始決定を受け、それ以前に発生した被上告人の上告人に対する過払金返還請求権及びこれに対する利息債権（併せて「本件請求権」という。）を再生債権として取り扱うものとしているところ、上告人に対し本件請求権について給付訴訟を提起し、仮執行宣言の付与を求めることは、個別的な再生債権の行使を禁止する民事再生法85条1項の規定に照らして許されないのに、原判決は、上記規定に反して給付判決をした上、仮執行宣言を付した第1審判決を維持しており、理由に食違があるから、破棄されるべきである。

- 2 当裁判所は、上告人の上記主張は以下のとおり理由がないものと判断する。

本件請求権は、上告人の民事再生手続において届出がなされておらず、民事再生手続内で確定することができないものであって、民事再生手続外でその存否及び額を確定することが予定されているところ、その確定方法として給付訴訟

によることが民事再生法上許されないと解すべき理由はない。また、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利が給付請求権であるときは、その権利を有する者は、再生債務者に対し強制執行をすることができる（民事再生法180条3項）のに対し、確認判決で確定された再生債権には執行力がなく、再生計画の履行確保の実効性を欠くこととなるから、給付判決を得る必要性も認められるのであって、上告人が民事再生手続中であることをもって本訴の提起が不適法となるものではない。もとより、裁判所は、原告が選択した訴訟物及びそれについての審判の形式に拘束されるのであって（民訴法246条）、被上告人が給付判決を求めている以上、原審が確認判決をすることは許されない。そして、被上告人の請求は理由があると認めてこれを認容した原判決に何ら違法はない。

原判決が仮執行宣言を付した点についても、上記民事再生法180条3項に照らして仮執行宣言を付することに障害があるわけではなく、本件についてこれを付した原判決に裁量の逸脱があるとは認められない。上告人は、本件請求権は、本件再生計画上、本件訴訟確定後3か月以内に弁済すれば足りることから、仮執行宣言を付するのは不当である旨をも主張するが、上告人は原審において上記期限の猶予を主張していないから、この点の上告理由も採用できない。

3 以上のとおり、本件上告は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 中 村 直 文

裁判官 福 井 美 枝



裁判官 下 嶋 崇

これは正本である。

平成22年11月11日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判所書記官 池上 浩 美

